

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
Ⅰ－１－２－３（注３）		
1	「法定通貨や暗号資産の調達を行う行為」の箇所について、原案では電子決済手段の調達を行う行為は「プロ向けトークン販売」に含まれないように見えますが、「電子決済手段」の文言を追記するかどうかについて、ご検討ください。	ご指摘を踏まえ、電子決済手段の調達を行う行為も「プロ向けトークン販売」に含まれることが明確となるよう、事務ガイドライン（暗号資産交換業者）の該当箇所の記載を修正いたしました。
Ⅱ－２－１－３－２（１）		
2	暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売を行う場合における適合性原則の考え方として、暗号資産交換業者は、販売の相手方が適格機関投資家であることを確認すれば足り、必ずしも事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ－２－１－３－２（１）①及び②記載の対応が求められるものではないと考えているが、そのような理解で問題ないか。	貴見のとおり、暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売を行う場合における取引目的や取引経験等の利用者属性等の把握、確認については、販売の相手方が適格機関投資家であることの確認で足りるものと考えます。
Ⅱ－２－１－３－２（２）（注）		
3	日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」ガイドラインの第3条関係に記載のとおり、発行者が暗号資産交換業者に届出を行うに際して、暗号資産交換業者は「発行者が（１）適格機関投資家の情報を会員、協会及び当局に対して提供すること並びに（２）会員が 適格機関投資家に対して販売契約の締結の勧誘を行うことについて当該適格機関投資家から承諾を得たことを確認する」ことでもって、事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ－２－１－３－２（２）②への対応が行われているものの理解で問題ないか。	お示しいただいた方法により、適格機関投資家から暗号資産交換業者に対して、販売契約の締結の勧誘を行うことについての承諾があったものとみなすことも可能であると考えます。
Ⅱ－２－２－９－２		
4	「一定の事由」はどのようなものを想定しているのか具体例をお示しいただけますでしょうか。	「一定の事由」（事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ－２－２－１－２（２）⑦（注）３ポツ目）は、一般的には、暗号資産交換業者が営む取引所や販売所における当該暗号資産の取扱いの開始などを想定しておりますが、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に従い、個別の契約において具体的に定められるものと考えられます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		なお、事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ－２－２－１－２（２）⑦（注）３ポツ目において「移転制限措置」を定義していることを踏まえ、事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ－２－２－９－２②を修正いたしました。
5	「当該トークンを移転することを制限する措置」として「暗号資産の販売に係る契約において、…譲渡等が禁止されていること」は含まれるのでしょうか。あるいは、当該措置は、販売契約における譲渡禁止の規定などではなく、例えば、ブロックチェーン上でのトークンの移転の制限をする措置など技術的なものを想定しているのでしょうか。	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）における「移転制限措置」としては、プロ向けトークン販売において販売される暗号資産を対象投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置を想定しております。 また、暗号資産交換業者においては、かかる移転制限措置が講じられていることに加え、暗号資産の販売に係る契約において当該契約上の権利義務及び法的地位等の対象投資家以外の者への譲渡等が禁止されていることも確認する必要があります。 なお、事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ－２－２－１－２（２）⑦（注）３ポツ目において「移転制限措置」を定義していることを踏まえ、事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ－２－２－９－２②を修正いたしました。